

第百六十五回国会  
衆議院  
総務委員会  
議 録 第 三 号

平成十八年十月三十一日(火曜日)

午後零時二十分開議

出席委員

委員長 佐藤 勉君

理事 岡本 芳郎君

理事 谷畑 孝君

理事 林 幹雄君

理事 寺田 学君

理事 あかま二郎君

理事 石田 真敏君

理事 岡部 英明君

理事 川崎 二郎君

理事 木挽 司君

理事 関 芳弘君

理事 土屋 正忠君

理事 萩原 誠司君

理事 福田 康夫君

理事 松本 洋平君

理事 逢坂 誠二君

理事 田嶋 要君

理事 福田 昭夫君

理事 谷口 和史君

理事 重野 安正君

総務大臣

総務大臣政務官

総務大臣政務官

政府特別補佐人

(人事院総裁)

総務委員会専門員

菅 義偉君

谷口 和史君

土屋 正忠君

谷 公土君

太田 和宏君

委員の異動

十月三十一日

辞任

萩生田光一君

補欠選任

松本 洋平君

渡部 篤君

同日

辞任

北村 茂男君

松本 洋平君

補欠選任

渡部 篤君

萩生田光一君

十月三十日

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出第六号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出第七号)

は本委員会に付託された。

十月二十七日

新しい地方分権改革の推進を求める意見書(佐

賀県唐津市議会(第二五六一号)

新しい地方分権改革の推進を求める意見書(佐

賀県伊万里市議会(第二五六一号)

新しい地方分権改革の推進を求める意見書(佐

賀県小城市議会(第二五六一号)

新しい地方分権改革の推進を求める意見書(佐

賀県嬉野市議会(第二五六一号)

新しい地方分権改革の推進を求める意見書(佐

賀県有田町議会(第二五六一号)

新しい地方分権改革の推進を求める意見書(佐

賀県大町町議会(第二五六一号)

新しい地方分権改革の推進を求める意見書(佐

賀県太良町議会(第二五六一号)

入間郵便局集配業務廃止に反対する意見書(埼

玉県入間市議会(第二五六一号)

恩給法の見直しを求める意見書(大分県議会

(第二五六一号)

国勢調査の抜本的見直しを求める意見書(前橋

市議会(第二五七〇号)

自治体財政の充実・強化を求める意見書(北海

道当別町議会(第二五七一号)

「新交付税」導入に関する意見書(山形県大蔵

村議会(第二五七二号)

新交付税導入に関する意見書(山形県高島町

「新交付税」導入に関する意見書(山形県白鷹

町議会(第二五七四号)

「新交付税」導入に関する意見書(山形県飯豊

町議会(第二五七五号)

「新交付税」導入に関する意見書(山口県

集配局の廃止再編計画に関する意見書(山口県

下松市議会(第二五七七号)

玉山・築川郵便局の集配業務の現状維持継続に

関する意見書(盛岡市議会(第二五七八号)

地方財政の充実・強化を求める意見書(山形県

米沢市議会(第二五七九号)

地方分権推進のための地方財政基盤の確立に関

する意見書(山形県村山市議会(第二五八〇号)

地方分権の推進に伴う更なる税源移譲等を求め

る意見書(埼玉県川口市議会(第二五八一号)

地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見

書(埼玉県本庄市議会(第二五八二号)

地方分権改革の推進に関する意見書(愛知県豊

橋市議会(第二五八三三三)

地方財政の充実・強化を求める意見書(大阪府

豊中市議会(第二五八四号)

地上デジタルテレビ放送への完全移行に伴う支

援を求める意見書(兵庫県豊岡市議会(第二五

八五号)

地方自治確立に関する決議について早期実現を

求める意見書(福岡県太宰府市議会(第二五八

六号)

地方財政の充実・強化を求める意見書(大分県

佐伯市議会(第二五八七号)

地方財政の充実・強化を求める意見書(鹿児島

県鹿屋市議会(第二五八八号)

日本郵政公社の集配局再編計画の撤回を求める

意見書(福岡県須賀川市議会(第二五八九号)

本州四国連絡橋に係る固定資産税の特例措置延

長に反対する意見書(香川県坂出市議会(第二

五九〇号)

郵便局の全国一律ネットワークと住民サービス

の堅持を求める意見書(富山県市議会(第二五九

一号)

郵政民営化に伴う地域サービス維持に関する意

見書(石川県小松市議会(第二五九二号)

郵政民営化に伴う地域サービス維持に関する意

見書(石川県珠洲市議会(第二五九三三三)

郵政民営化に伴う集配局再編に係る意見書(兵

庫県豊岡市議会(第二五九四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出第六号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出第七号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に

関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括

して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。菅総務大

臣。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案

一

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○菅内閣府大臣 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

本年八月八日、人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することとし、給与構造改革を引き続き推進するため、一般職の職員の給与に関する法律について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、俸給の特別調整額について、定率制から職務の級別等の定額制に移行するための規定の整備をすることとしております。

第二に、扶養手当について、少子化対策に対応し、三人目以降の子等に係る支給月額を引き上げることとしております。

第三に、広域異動を行った職員に対し、その異動距離の区分に応じた広域異動手当を支給することとしております。

このほか、施行期日、経過措置等について規定することとしております。

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の例により、広域異動手当を新設することとしております。

以上が、法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら

んことをお願いいたします。

○佐藤委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十一月二日木曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「地域手当」の下に、「広域異動手当」を加える。

第十条の二第二項を次のように改める。

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

第十条の三第一項第三号中「第十一条の八」を「第十一条の九」に改める。

「第十一条第三項中」の「うち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「その他の扶養親族については一人につき五千元」を削る。

第十一条の九を第十一条の十とする。

「第十一条の八第二項中」地域手当支給官署に在勤する」を「次の各号に掲げる」に、「当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合」を「それぞれ当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地域手当支給官署に在勤する職員 当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合  
二 前条の規定により広域異動手当が支給される職員 当該職員に係る同条の規定による広

域異動手当の支給割合

「第十一条の八第四項中」又は前二条を、「第十一条の六又は第十一条の七」に改め、同条を「第十一条の九とし、第十一条の七の次に次の一条を加える。」

(広域異動手当)

「第十一条の八 職員がその在勤する官署を異にし、異動した場合又は職員が在勤する官署が移動した場合において、当該異動又は移動により、当該職員が在勤する官署の所在地と当該官署の間の距離(異動等の間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と官署との間の距離(異動等の間の距離をいう。以下この項において同じ。)が、いずれも六十キロメートル以上であるとき(当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として人事院規則で定める場合を含む。)、当該職員には、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

一 三百キロメートル以上 百分の六

二 六十キロメートル以上三百キロメートル未満 百分の三

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等

(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から三年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当を支給することとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 検察官であつた者、給与特例法適用職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者(任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。)(又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたもの)には、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前三項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第十一条の三から前条までの規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。

この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十四条に次の一項を加える。

3 前二項の規定により特勤勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第十一条の八の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特勤勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条、第十九条の四第四項及び第五項、第十九条の七第二項第一号及び第三項並びに第十九条の八第五項中「地域手当」の下に、「広域異動手当」を加える。

第十九条の九第一項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改め、同条第三項中「第十一条の九まで」を「第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の十」に改める。

第二十三条第二項から第五項までの規定中「地域手当」の下に、「広域異動手当」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(平成二十三年三月三十一日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置)

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)附則第十一条の規定による俸給を支給される職員のうちその受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてこの法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「新法」という。)第十条の二第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成二十年三月三十一日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第三条 平成二十年三月三十一日までの間においては、新法第十一条の八第一項第一号中「百分の六」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第四条 新法第十一条の八の規定は、平成十六年四月二日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第一項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成十九年四月一日から当該異動等の日以後」とする。

(人事院規則への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中(給与法第十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。を削る。

(檢察官の俸給等に関する法律の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「地域手当」の下に、「広域異動手当」を加える。

一 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)第四条

二 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第四条第二項

三 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第六条の五第二項

四 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第七条第三項

五 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条第一項

六 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第五十九条第三項

七 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十七条第三項

八 法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十三条第二項ただし書

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第八条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改め、同条第二項中「第十一条の八第一項」を「第十一条の九第一項」に改める。

(一般職の任期付職員及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第九条 一般職の任期付職員及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改め、同条第二項中「第十一条の八第一項」を「第十一条の九第一項」に改める。

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

第十条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律(平成十七年法律第百十三号)の下に、」を「第十一条の八第三項」を加える。

第十一条 第四項中「地域手当」の下に「若しくは広域異動手当」を加える。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二

号)の一部を次のように改正する。

附則第八十条中「対する新法第十一条の七第三項」の下に、「第十一条の八第三項」を加える。

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成十八年八月八日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給の特別調整額及び扶養手当の額の改定並びに広域異動手当の新設を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「秘書官にあつては俸給、地域手当」の下に、「広域異動手当」を加える。

第七条の三中「地域手当」の下に、「広域異動手当」を加える。

附則

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、秘書官について広域異動手当を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年十一月六日印刷

平成十八年十一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇